

革新懇の三つの共同目標

- ①経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
- ②憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
- ③日米安保条約をなくし、非同盟・中立の平和な日本をめざします。

鳥取県革新懇ニュース

No. 60
2020年
11月10日

〒680-0811 鳥取市西品治806(鳥取県労連気付)
TEL0857-21-3171 FAX0857-21-3172

菅首相による日本学術会議会員の 任命拒否は国民全体の問題



鳥取大学名誉教授

ふじた やすかず
藤田 安一 さん

戦前・戦中における

言論弾圧の歴史を忘れるな

「安倍政権の継承と前進」をスローガンに、菅政権がスタートしたのが9月16日。そこから、わずか1ヶ月も経たない10月には、早くも菅政権の強権政治が露わになった。その象徴的出来事が、今回の首相による日本学術会議の会員任命拒否である。

この発端は、10月1日、加藤官房長官によって日本学術会議から推薦された105名の会員候補のうち、6名の任命拒否が公表されたことにある。これまでの慣例として、学術・研究の政治からの独立を尊重し、任命権者である首相は日本学術会議から推薦された会員候補の任命を拒否したことはなかった。しかし、あの安倍前首相さえしなかつたことを、今回、菅首相はまともな理由の説明もないまま任命拒否に及んだのだ。では、なぜこの6名は任命されなかったのか。客観的に見て、その理由は明白である。いずれも安保法、特定秘密保護法、共謀罪、沖縄辺野古の米軍基地建設

に反対するなど、わが国を平和国家から戦争ができる国へと転換させようとする安倍政権の政策に反対した学者・研究者であるからだ。もともと、安倍政権は日本学術会議を「目の上のたんこぶ」として忌み嫌ってきた。急速に日本の軍事化を押し進めようとする安倍政権にとって、学術会議は邪魔な存在であった。なぜなら、日本学術会議は戦前の学者や研究者が戦争に協力した反省を踏まえ、軍事目的のための研究を行わないことを1950年と67年の2回にわたって表明してきた組織であり、今でも政治から独立して「学者の国会」と言われるだけの影響力を持つているからだ。

とくに最近では、2015年に安倍政権が「安全保障技術研究推進制度」を創設し、年間100億円を超える研究費というエンジンをおろ下げて、全国の大学や研究所を軍事目的の研究に協力させようとした。それに対して、日本学術会議はこの制度の危険性を指摘し、2017年には「軍事的安全保障研究に関する声明」を公表。軍事研究はおこなわないことを再度表明している。

こうした学術会議の行動に反感を抱き、憲法で保障されている学問研究の自由と政治からの独立が確保されるべき日本学術会議の人事に介入したことは、菅政権が安倍政権以上に民主主義を破壊する強権政治であり、独裁政権に発展する危険性を秘めていると考えなければならぬ。

現在、菅首相は今回の学術会議への対応が予想外の国民的批判を受けたことに驚き、その批判をかわすために、反省するどころか日本学術会議へ一層の攻撃をかけようとしている。さっそく首相は、「行政改革には聖域はない」として、学術会議の改革を明言したうえで、その組織のあり方や、学術会議への年間10億円の国費の支出は妥当かどうかの検討を開始した。

1952年滋賀県に生まれる
京都大学大学院経済学研究科博士課程修了
経済学博士(京都大学) 専攻:財政学
鳥取大学地域学部教授、鳥取地方最低賃金審議会会長などを歴任
現在、とっとり地域自治研究所理事長、鳥取県社会保障推進協議会会長、鳥取大学名誉教授

ここには、任命拒否の問題を避けて、あたかも問題の原因は学術会議そのものにあるかのようにみせかけ、それによって学術会議への国民的批判を喚起し、あげ句の果てには学術会議を丸ごと政府の御用機関に変えることをめざそうとする菅首相の意図が感じられる。これを許せば、わが国は軍事研究を阻む大きな防波堤を失って、将来、軍事的な研究が大学や民間の研究機関で大手を振っておこなわれる危険性がある。さ

らに、軍事研究はもともと機密性を特徴としているため、軍事分野の拡大解釈によって戦前のように自由な学問・研究をおこなうことができないようになってしまふ。

ひとたび学問研究の自由が侵害されると、現在あたり前のように享受している言論の自由や表現の自由、知る権利など、国民の基本的な人権が著しく制限される事態に発展することを歴史は証明している。戦前・戦中のわが国において、社会主義や共産主義思想のみならず、リベラルな思想までも取り締まりの対象となり、国民の自由な言論活動ができなくなった歴史を忘れてはなるまい。

いまこそ、今回の菅首相が起こした日本学術会議会員の任命拒否問題を、単に学術・研究の世界だけの問題として受けとめるのではなく、広く国民全体の自由や権利が侵害される問題として、また将来の日本のあるり方と密接に関係する問題として重視されなければならない。



しんぶん赤旗10月4日号より転載
じまは、こうだ！「戦争する国」づくり、とうとうここまで

“憲法守ろう”スタンディング宣伝

JR鳥取駅北口で11月1日、県弁護士会主催の憲法シンポジウムに呼応したスタンディング宣伝が行われ、市民有志約30人が参加しました。



参加者は次々とマイクを握り、集団的自衛権容認の閣議決定や自衛隊を憲法9条に書き込むこと、敵基地攻撃能力の検討、日本学術会議の人事介入問題、コロナウイルス感染対策等に触れながら、「憲法9条を守ろう」「学問の自由守れの運動を広げよう」「市民と野党の共闘をさらに

「そもそも憲法とは何か」

講師は、南野森（みなみ のしげる）九州大学教授で、2度目の来県です。大学教授である自分がAKB48のメンバーの一人である内山香月さんとの憲法対談を出版するに至ったいきさつに触れましたが、まさに、安倍政権のお友達人事の象徴的人事がきっかけだったそうです。それは、2013年8月内閣法制局長官を、それまでの法制局内の順繰り人事でなく、安倍のお友達改憲派駐仏大

県弁護士会がシンポジウム

使小松一郎氏にすげかえたことです。翌年には集団的自衛権の行使容認の憲法解釈変更の閣議決定など、安倍政権の暴走が始まっているわけですから、先生は、警鐘を鳴らすには、アイドルとの対談もいいかなと思いい対談本を出されました。

内山さんは、憲法全文を空で暗唱できる憲法通（？）だったのが幸いし、憲法の本質にすっかり迫ることができたそうです。内山さんと南野先生による、「憲法主義」は好評につき文庫本化もされ、憲法入門書として最適ですので、ぜひ手に取ってください。さて、日本国憲法の特質として3点あげられました。一つ目は、法の元締めとしての「最高法規」であるという事。憲法に反する法律や国務行為は許されないといい事です。二つ目は、硬性憲法であるという事です。これは、簡単に変わる事ができないという事です。選挙のたびに、政権が代わっても、そのたびに簡単に憲法が返られては、国のありようそのものが不安定になりますから、国民投票で高いハードルが設けられています。（両院の3分の2以上

の賛成と国民投票の過半数の賛成）そして三つ目が「違憲審査制」があるという事です。憲法に反する法律かどうかを最高裁におおぐことができ、違憲判決がでたら、国会は法律の削除や新たな法律を制定しなければなりません。ところが、日本では、新憲法ができてから、違憲判決はわずか10例しかないそうです。アメリカは1000件、フランスはここ5年間で80件などと比較して、あまりに少ないのです。例として、尊属殺人の量刑が無期懲役か死刑しかないのは、違憲であるという判決が1973年に出されて、実際に改正されたのは1995年と実に22年もかかっています。自民党の反対で、法律を改正できなかったそうです。まさに国会によるサボタージュですが、違憲判決が出たからと言って、すぐに是正できないという点が、日本の裁判制度の限界だそうです。例えば野党からの臨時国会開催要求を安倍政権は3か月も放置してききましたが、憲法には、開催しなければならぬと書いてはあるが、何日以内とは書いていない。そこを突いてくるのが、安倍・菅政権のやり口なのです。今、菅政権が、早速、学術会議の人事に介入していますが、ほとんどの法律家は違憲、違法だと考えてい

人類初「核兵器禁止条約」発効

2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約が10月24日、中米ホンジュラスの批准によって条約発効に必要な50カ国に到達し、来年1月22日に発効となりました。同条約は核兵器の非人道性を厳しく告発し、核兵器の開発、実験、生産、保有から使用と威嚇にいたるまで全面的に禁止して違法化する。ともに、完全廃絶までの枠組みと道筋を明記しています。

同条約の発効確定を受けて日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）は、「被爆者が訴え続けてきた『核兵器なくせ』を実現する確かな道が開かれた」と強調し、「生きていてよかったですから大きな喜びを分かち合う日を迎えたい」と述べて、日本政府と国会に対し、

批准を求める署名」（新署名）の取り組みを開始しました。気候変動やコロナ禍のもとで、核や戦争にお金を使うのではなく、命と暮らしと平和を守るために協力し合わなければなりません。日本がその努力に加わるよう、被爆者の呼びかける「ヒバクシャ国際署名」とともに、新署名への協力をお願いします。

速やかに条約に署名・批准するよう求めています。アメリカの「核の傘」に依存する日本は、この条約に反対し続けています。唯一の戦争被爆国である日本が条約に参加するのは当たり前という国民のコンセンサスを築くため、日本原水協は、「唯一の戦争被爆国 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めます」という署名活動を行っています。

「新署名」の取り組みを開始しました。気候変動やコロナ禍のもとで、核や戦争にお金を使うのではなく、命と暮らしと平和を守るために協力し合わなければなりません。日本がその努力に加わるよう、被爆者の呼びかける「ヒバクシャ国際署名」とともに、新署名への協力をお願いします。



（新日本婦人の会鳥取本部 事務局長 田村真弓）